様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　　8月　　21日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ほっかいどうがす  一般事業主の氏名又は名称 北海道瓦斯株式会社  （ふりがな） かわむら　ちさと  （法人の場合）代表者の氏名 　 川村　智郷  住所　〒060-0907　北海道札幌市東区北七条東2丁目1番1号  法人番号　5430001021815  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ■社長メッセージ（ごあいさつ）  ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」 | | 公表日 | ■社長メッセージ（ごあいさつ）  2022年6月24日  ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  2022年5月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  ■社長メッセージ（ごあいさつ）  https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/company/message  ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  https://www.hokkaido-gas.co.jp/wp-content/uploads/2022/05/kitagas\_challenge2030.pdf  P2,3 | | 記載内容抜粋 | ■社長メッセージ（ごあいさつ）  次世代プラットフォームやデジタル技術活用の核となる情報共通基盤等の外部環境変化に柔軟に対応できるシステムをリリースし、事業構造の抜本的な変革を図ることにより、稼ぐ力を高め、高付加価値型の強固な事業基盤・財政基盤を構築していくことを公表  ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  資源・環境制約が強まる中 、次世代プラットフォームの構築によるデジタル化で省エネの定量化と価値化を図り、デマンドサイドデータ活用による総合エネルギーサービス事業への展開を推進し、量の拡大に依存しない価値創造型の強固な事業基盤を構築することを記載 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ■社長メッセージ（ごあいさつ）  取締役会での決議を受けて、メッセージを公表  ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  取締役会での決議を受けて、対外発表を実施 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  ■キタノミライと、－エネルギーマネージメント  ■組織改正および執行役員・部門長等の人事について | | 公表日 | ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  2022年5月17日  ■キタノミライと、－エネルギーマネージメント  2020年8月31日  ※事業内容に合わせて随時更新：最終更新2022年6月13日  ■組織改正および執行役員・部門長等の人事について  2021年2月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  https://www.hokkaido-gas.co.jp/wp-content/uploads/2022/05/kitagas\_challenge2030.pdf  P2,3,4,5,8  ■キタノミライと、－エネルギーマネージメント  https://www.hokkaido-gas.co.jp/total\_energy/system.html  ■組織改正および執行役員・部門長等の人事について  https://www.hokkaido-gas.co.jp/wp-content/uploads/2021/02/2021\_0226.pdf  P1 | | 記載内容抜粋 | ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  「デジタル技術の活用による事業構造変革」の柱として、「業務プロセスの改革」及び「お客さまとの関係強化」を記載。特に、「お客さまとの関係強化」については、以下に具体的は方策を記載  ■キタノミライと、－エネルギーマネージメント  ・HEMS （家庭用エネルギーマネジメントシステム「EMINEL」）の開発、普及拡大  ・省エネサポートサービス （北海道ガス会員制Webサービス「TagTag」）の開始、普及拡大  ・CEMS （地区一帯の省エネマネジメントを行うシステム）の導入、他地域への展開  2030年度時点で「EMINEL」10万件、「TagTag」50万件を目標とする。（※記載箇所：北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」 P5）  ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  上記を推進し、お客さまとの双方向コミュニケーションを確立することで、取得したデータを最大限活用し、最適なマネジメントによる徹底的な省エネやパーソナライズされたサービスの提供を行う。これらを通じて、グループ全体でデータの価値を最大化していけるよう取り組みを進める。  ■組織改正および執行役員・部門長等の人事について  （１）デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部の新設について記載 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  取締役会での決議を受けて、対外発表を実施  ■キタノミライと、－エネルギーマネージメント  取締役会での決議を受けて、対外発表を実施  ■組織改正および執行役員・部門長等の人事について  取締役会での決議を受けて、対外発表を実施 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ■組織改正および執行役員・部門長等の人事について  https://www.hokkaido-gas.co.jp/wp-content/uploads/2021/02/2021\_0226.pdf  P1  ■北ガスグループ経営計画　「Challenge2030」  https://www.hokkaido-gas.co.jp/wp-content/uploads/2022/05/kitagas\_challenge2030.pdf  P2 | | 記載内容抜粋 | ■組織改正および執行役員・部門長等の人事について  （１）デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部の新設  次世代プラットフォーム検討プロジェクトにおける活動成果を受け、2021 年 4 月から新システムの開発フェーズが本格的に動き出すことから、情報共通基盤をベースとした業務プロセス改革と、円滑なシステム開発を図るため、同プロジェクトと ICT 推進部を統合・再編し、デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部を新設する。  ■組織改正および執行役員・部門長等の人事について  次代を担う人材として、資格取得等により実践的で高度な専門家集団、DX推進人材等、北ガスグループ全体での人材育成を推進し、北ガスグループ機能の強化を図っていくことを記載 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ■北ガスグループ経営計画　「Challenge2030」  https://www.hokkaido-gas.co.jp/wp-content/uploads/2022/05/kitagas\_challenge2030.pdf  P3,4 | | 記載内容抜粋 | 次世代プラットフォームやデジタル技術活用の核となる情報共通基盤をリリースし、事業構造の抜本的な変革を図ることを記載  成長投資400億円規模の投資先の具体的な内容の一つとして、「次世代プラットフォームのさらなる活用・拡充（北ガスグループ全体での活用や地方自治体さまとの連携等）」を記載 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」 | | 公表日 | 2022年5月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページにて公表  ■北ガスグループ経営計画 「Challenge 2030」  https://www.hokkaido-gas.co.jp/wp-content/uploads/2022/05/kitagas\_challenge2030.pdf  P4,9 | | 記載内容抜粋 | 「要員の再配置数」、「売上高営業利益率」をDX戦略の達成度を測る指標として、定期的にモニタリング。  ※2030年度の計画数値  ・要員再配置300名規模  ・売上高営業利益率8% |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年6月21日 | | 発信方法 | ■第178回定時株主総会  https://www.youtube.com/watch?v=kHD0iXERm7k  「対処すべき課題について」（動画再生位置：16分30秒付近） | | 発信内容 | 代表取締役社長川村（DX・構造改革推進本部長兼任）より、「2030年までの3つの主要施策の全ての取り組みのベースとなるデジタルトランスフォーメーションの推進については、DX・構造改革推進本部長として先頭に立って進めている」と発言 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年5月～継続実施中 | | 実施内容 | IPA公開の「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己診断を実施し、得られたフィードバックをもとに対応を検討。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | サイバーセキュリティに関する対策：  継続実施中  CSIRT(シーサート:Computer Security Incident Response Team)によるインシデント対応：  2021年2月～継続実施中  セキュリティアセスメント：  2020年2月～継続実施中 | | 実施内容 | 内部監査規程により、監査部内部監査グループが内部監査（情報システム監査）を実施。情報システム監査では、「ウィルス対策ソフトの導入」、「ウィルス対策ソフトの更新」、「ネットワークセキュリティツールの導入」等が適切に実施されているか、監査を行う。（内部監査規程：別添資料1参照）  CSIRT(シーサート:Computer Security Incident Response Team)によるインシデント対応（CSIRT運営要領：別添資料2参照）  特定社会基盤事業者に求められるセキュリティレベルに対応すべく、「サプライチェーン対策」・「規定・ルールの見直し」・「インシデント対応力の強化」・「教育・訓練」を重点項目とし、取り組みを進化させる（情報セキュリティに関する取り組み：別添資料3参照） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。